

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成25年2月21日(2013.2.21)

【公開番号】特開2011-144533(P2011-144533A)

【公開日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-030

【出願番号】特願2010-4798(P2010-4798)

【国際特許分類】

*E 04 H 1/12 (2006.01)*

【F I】

*E 04 H 1/12 306 Z*

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月27日(2012.12.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

図11に示す喫煙ブースA1は、4つの曲面仕切りユニット1、平面仕切りユニット2、および出入口ユニット3を互いに縦枠部材4を介して連結したものである。この喫煙ブースA1には、曲面板10の凹面10Aが隔離空間C1の内側に配置された曲面仕切りユニット1とその外側に配置された曲面仕切りユニット1とがあり、これらの間に1つの平面仕切りユニット2が連結されている。一方の壁B3には、曲面仕切りユニット1の側端部が近接するように配置されている。このような喫煙ブースA1によれば、隔離空間C1のスペースをより大きく確保することができる。さらに、喫煙ブースA1では、より多くの曲面仕切りユニット1を用い、曲面板10の凹面10Aを隔離空間C1の内側および外側のいずれにも配置可能であるため、バリエーションやデザイン性についてより富んだ喫煙スペースを作ることができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

図12に示す喫煙ブースA2は、4つの曲面仕切りユニット1、2つの平面仕切りユニット2、および出入口ユニット3を互いに縦枠部材4を介して連結したものである。この喫煙ブースA2は、図11に示す喫煙ブースA1における一端側の曲面仕切りユニット1に対し、さらに縦枠部材4を介して平面仕切りユニット2を連結し、その平面仕切りユニット2の側端部を一方の壁B3に近接するように配置したものである。このような喫煙ブースA2によっても、隔離空間C2のスペースをより大きく確保することができ、曲面板10の凹面10Aを隔離空間C2の内側および外側のいずれにも配置可能であるため、バリエーションやデザイン性についてより富んだ喫煙スペースを作ることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0053】**

図13に示す喫煙ブースA3は、3つの曲面仕切りユニット1、2つの平面仕切りユニット2、および出入口ユニット3を互いに縦枠部材4を介して連結したものである。3つの曲面仕切りユニット1は、曲面板10の凹面10Aを全て隔離空間C3の内側に配置するように縦枠部材4を介して連結されており、その両端の曲面仕切りユニット1から壁B3までの間に2つの平面仕切りユニット2および出入口ユニット3が連結されている。このような喫煙ブースA3によれば、一方向に臨む壁B3に隣接して十分な大きさの隔離空間C3を形成することができる。また、3つの曲面仕切りユニット1が連結されると、それらの曲面板10によって中心角が180度となる半円状の曲面が形成されるので、より柔らかい印象の隔離空間C3を形成することができる。

**【手続補正4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0054】**

図14に示す喫煙ブースA4は、6つの曲面仕切りユニット1、2つの平面仕切りユニット2、および出入口ユニット3を互いに縦枠部材4を介して連結したものである。この喫煙ブースA4は、曲面板10の凹面10Aを全て隔離空間C4の内側に配置した曲面仕切りユニット1を3つずつ連結したものを含んでおり、両端の曲面仕切りユニット1の間に2つの平面仕切りユニット2および出入口ユニット3を連結したものである。このような喫煙ブースA4によれば、壁を利用せずとも十分な広さを有し、橜円状でより柔らかい印象の隔離空間C4を形成することができる。

**【手続補正5】**

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 8】

